

(引越) 事業区域を定める貨物自動車運送事業運賃料金 (近畿運輸局提出)

1. 車扱運賃料金

I. 引越運賃率表 (時間制・距離制)

近畿運輸局提出

(単位:円)

	車種別	1トン車	2トン車	3トン車	4トン車	5トン車	6トン車	8トン車	10トン車	12トン車
	種別	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで
時間制	4時間制	16,920	18,770	19,990	22,120	23,440	24,800	27,880	30,580	33,310
	8時間制	28,200	31,310	33,390	36,870	40,820	43,400	47,850	52,270	57,210
	基礎作業時間8時間を超える場合は1時間までを増すごとに	2,850	3,140	3,360	3,580	3,970	4,300	4,800	5,330	5,630
距離制	100kmを超え110kmまで	31,240	34,620	36,940	39,400	43,640	47,900	54,060	58,850	61,990
	120kmまで	32,540	36,060	38,470	41,080	45,460	49,900	56,330	61,270	64,590
	130kmまで	33,840	37,500	40,020	42,710	47,300	51,920	58,600	63,720	67,230
	140kmまで	35,120	38,960	41,550	44,370	49,130	53,950	60,850	66,150	69,800
	150kmまで	36,430	40,410	43,110	46,030	50,940	55,960	63,130	68,620	72,440
	160kmまで	37,710	41,850	44,650	47,700	52,780	57,940	65,430	71,020	75,030
	170kmまで	39,020	43,320	46,180	49,330	54,640	59,950	67,670	73,470	77,630
	180kmまで	40,280	44,750	47,720	50,990	56,460	61,980	69,970	75,890	80,240
	190kmまで	41,600	46,200	49,250	52,630	58,290	63,990	72,220	78,360	82,840
	200kmまで	42,880	47,670	50,810	54,290	60,110	66,010	74,510	80,770	85,460
	200kmを超え500kmまで 20kmまでを増すごとに	2,300	2,540	2,730	2,910	3,240	3,560	4,000	4,340	4,590
500kmを超え50kmまで を増すごとに	5,770	6,390	6,820	7,260	8,070	8,880	9,980	10,830	11,470	

II. 引越運賃料金適用方

この運賃料金は車両を貸し切って、引越荷物を運送する場合に適用することとしており、小口の引越貨物を他の貨物と積合わせて運送する場合には適用しません。

(運賃料金の適用)

- この運賃及び料金は、実車キロ (荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ) が100キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

(運賃料金計算の基本)

- 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間 (車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に戻るまでの時間をいいます) の別 (8時間制又は4時間制の別) ごとに計算します。

この場合、4時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にもたがらない場合であって、かつ、4時間以内のときにのみ適用します。

また、8時間制運賃は、上記以外の場合（基礎作業時間が午前から午後にまたがる場合又は4時間を超える場合）に適用しますが、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。

3. 距離制運賃の運送距離の計算は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といいます。以下同じ）及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ）の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(2) 割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(3) 2種以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

(端数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。

(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます。

(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え、1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。

(冬期割増)

6. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

地 域	期 間	割増率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・ 富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県 の全県	自 12月 1日 至 3月31日	2割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・ 二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・ 岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・ 南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・ 河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・飛騨市・ 下呂市・郡上市		

(休日割増)

7. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

日曜祝祭日に運送した時間又は距離に限る。	2割
----------------------	----

(深夜・早朝割増)

8. 深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)におこなわれる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.3

午後10時から午前5時までに運送した時間又は距離に限る。	3割
------------------------------	----

(車両留置料)

9. 実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間(荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます)が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車種別	6トン車まで	6トン車を超え12トン車まで
発地又は着地ごとに	120分	150分

車両留置料

車種別 時間	1トン まで	2トン まで	3トン まで	4トン まで	5トン まで	6トン まで	8トン まで	10トン まで	12トン まで
30分まで ごとに	1,230 円	1,360 円	1,460 円	1,560 円	1,710 円	1,880 円	2,140 円	2,360 円	2,460 円

(消費税導入に伴う運賃料金の加算方法)

10. 運賃及び料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

(1)前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は1円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

11. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ①使用車両及び時間又は運送距離による運賃の計算
- ②割増率の適用の計算
- ③上下それぞれ10%幅の適用計算
- ④5.による運賃の端数処理
- ⑤料金(端数処理を含む)の計算
- ⑥10.による加算の計算
- ⑦実費の計算

(実費負担)

12. 次に定める荷役費用及び荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

- (1)荷役作業員料(運転手作業員料を除く)、荷造作業員料、諸資材料(運搬料を含む)
- (2)特殊荷役機械使用料
- (3)有料道路利用料
- (4)一時保管料

13. フェリーボート利用料(自動車航送船利用料)

(1) 実車キロが100キロメートル以内の運送(時間制運賃)であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合(4時間又は8時間の範囲内で終了する引越作業)には次の式により算出した金額を収受します。

使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む) × 2

ただし、基礎作業時間(4時間又は8時間)を超えた場合は、超過時間に応じた時間加算額相当額を加算した実費を収受します。

(2) 実車キロが100キロメートルを超える運送(距離制運賃)であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には次の式により算出した金額を収受します。

{使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む) + 航送期間中の固定費(1時間当り車両留置料相当額 × 航送所要時間)} × 2

(その他)

14. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

(適用日 : 1995年5月22日)